

「江戸川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」規約

（協議会の設置）

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9に基づく大規模氾濫減災協議会として「江戸川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 本協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨により大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、江戸川流域における堤防決壊等に伴う大規模な浸水被害に備え、関係する河川管理者、気象庁、都県、市区町等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（対象河川）

第3条 協議会は、江戸川、利根運河、坂川、坂川（放水路）及び北千葉導水路における江戸川河川事務所管理区間を対象とする。

（構成）

第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営・進行・招集は、事務局が行う。

3 第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要があると認めるときには構成員を追加するほか、構成員以外の者（学識経験者等）を協議会に出席させ、意見を求めることができる。

（幹事会）

第5条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表1の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営・進行・招集は、事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に関し、協議会に提出する事項をあらかじめ整理すると共に、協議会から委任された事項を処理する。

5 第2項によるもののほか、構成員以外の者（学識経験者等）を幹事会に出席させ、意見を求めることができる。

（事務局）

第6条 本協議会の事務局は、関東地方整備局江戸川河川事務所防災対策課に置く。

（協議会及び幹事会の検討内容）

第7条 協議会及び幹事会で行う検討内容は、以下のとおりとする。

1. 現状の水害リスク情報や取組状況の共有
2. 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成
3. 「地域の取組方針」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ
4. その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項

(会議の公開)

第8条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。

ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第9条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。

ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(雑 則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続き、その他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附 則)

本規約は、平成28年6月28日から施行する。

- ・平成30年2月15日改正
- ・平成30年4月27日一部改正
- ・令和元年5月30日一部改正
- ・令和2年5月29日一部改正
- ・令和3年6月 4日一部改正
- ・令和4年5月26日一部改正

「中川・綾瀬川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」規約

（協議会の設置）

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9に基づく大規模氾濫減災協議会として「中川・綾瀬川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 本協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨により大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、中川・綾瀬川流域における堤防決壊等に伴う大規模な浸水被害に備え、関係する河川管理者、気象庁、都県、市区町等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（対象河川）

第3条 協議会は、中川・綾瀬川における江戸川河川事務所管理区間を対象とする。

（構成）

第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営・進行・招集は、事務局が行う。

3 第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要があると認めるときには構成員を追加するほか、構成員以外の者（学識経験者等）を協議会に出席させ、意見を求めることができる。

（幹事会）

第5条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表1の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営・進行・招集は、事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に関し、協議会に提出する事項をあらかじめ整理すると共に、協議会から委任された事項を処理する。

5 第2項によるもののほか、構成員以外の者（学識経験者等）を幹事会に出席させ、意見を求めることができる。

（事務局）

第6条 本協議会の事務局は、関東地方整備局江戸川河川事務所防災対策課に置く。

（協議会及び幹事会の検討内容）

第7条 協議会及び幹事会で行う検討内容は、以下のとおりとする。

1. 現状の水害リスク情報や取組状況の共有
2. 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成
3. 「地域の取組方針」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ
4. その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項

(会議の公開)

第8条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。

ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第9条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。

ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(雑 則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続き、その他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附 則)

本規約は、平成28年6月28日から施行する。

- ・平成30年2月15日改正
- ・平成30年4月27日一部改正
- ・令和元年5月30日一部改正
- ・令和2年5月29日一部改正
- ・令和3年6月 4日一部改正
- ・令和4年5月26日一部改正